

## 議案第 39 号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 23 年 11 月 29 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

### 提案理由

この案を提出するのは、平成 24 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が市制を施行することにより、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）を変更する必要があるからである。

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

### 附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。